

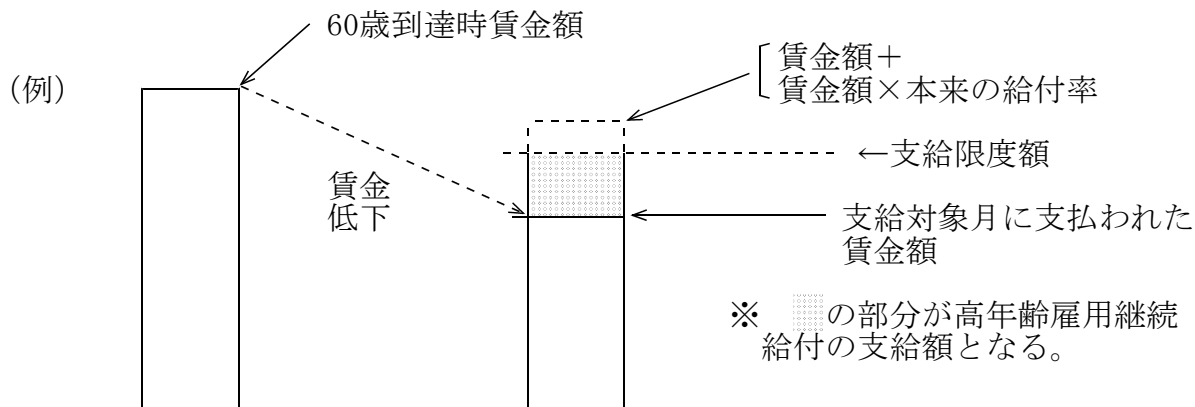
### 3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

平成18年8月以後、

339, 484円 → 340, 733円 と引き上げられる。

※ 支給限度額とは、

- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、  
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$   
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。

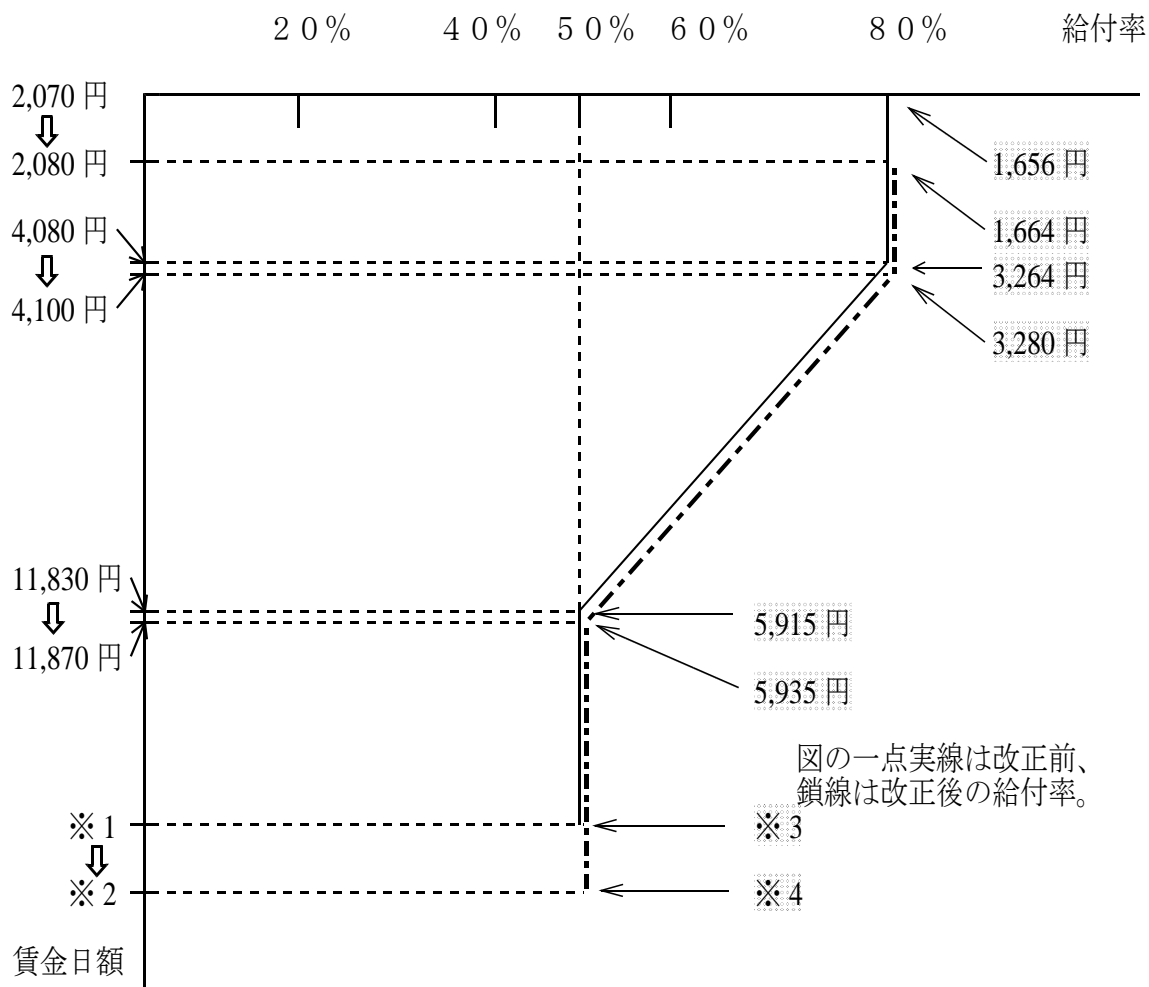


※ この変更は、平成18年8月以後の支給対象月について適用されるが、高年齢雇用継続基本給付金については60歳に到達した日（60歳到達時において被保険者であった期間が5年に満たない場合は、5年に達した日）が、高年齢再就職給付金については安定した職業に就くことにより被保険者となった日が、それぞれ平成15年4月30日（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）の施行の日の前日）以前である受給資格者には適用されない。

### 基本手当の給付率新旧比較図

#### 1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

\*右側の網かけ数値は、基本手当日額



(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 ※1	賃金日額 ※2	基本手当 日額※3	基本手当 日額※4
30歳未満	12,740円	12,790円	6,370円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,150円	14,200円	7,075円	7,100円
45歳以上60歳未満	15,560円	15,620円	7,780円	7,810円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

\*右側の網かけ数値は、基本手当日額

